

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のように制定する。

令和 5 年（2023 年）8 月 14 日提出

提出者

那覇市議会議員

上里 ただし 當間 安則

賛成者

那覇市議会議員

與儀 喜邦 前泊 美紀 湧川 朝涉

上原 仙子 金城 直子 多和田 栄子

糸数 昌洋 山川 典二 吉嶺 努

屋良 栄作 奥間 亮

（提案理由）

議会改革推進体制の見直しについて、議会改革推進会議の機能を各派代表会議に集約するとともに、部会等も新たに再編を行うため、この案を提出する。

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則

那覇市議会会議規則(昭和47年那覇市議会規則第3号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(協議又は調整を行うための場)</p> <p>第166条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 [略] [別表 別記]</p> | <p>(協議又は調整を行うための場)</p> <p>第166条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表第1及び別表第2のとおり設ける。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 <u>議員(常任委員会の委員長及び那覇市議会各派代表者会議の構成員を除く。)</u>は、<u>別表第2に掲げる協議等の場のいずれかの構成員になるものとする。</u></p> <p>5 <u>議会及び議員は、その活動において、協議等の場における決定を尊重するものとする。</u></p> <p>6 [略] [別表第1 別記] [別表第2 別記]</p> |
| <p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。</p> | |

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第166条関係)

| 名称 | 目的 | 構成員 | 招集権者 |
|--------------|--|-----|------|
| 那覇市議会各派代表者会議 | 議案の審査又は議会の運営その他議会の活動に関し、 <u>各会派の代表者間で協議又は調整する。</u> | [略] | |
| 那覇市議会正副委員長会議 | 議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会の運営に関し、委員会間で協議又は <u>調整する。</u> | | |

| | |
|-----------------------|--|
| 那覇市議会全 員協議会 | 議案の審査又は議会の運営その他議会の活動に関し、 議員全員で協議又は調整する。 |
| 那覇市議会災 害対策連絡本 部 | 大規模災害等の発生を受け、議員の安否等の確認、議 会機能回復に向けた対応の協議、議員への情報提供等 を行う。 |

[改正後 別記]

別表第1(第166条関係)

| 名称 | 目的 | 構成員 | 招集権者 |
|-----------------------|---|-----|------|
| 那覇市議会各 派代表者会議 | 那覇市議会基本条例(平成24年那覇市条例第78号。以 下「条例」という。)第26条第1項の継続的な議会改革 その他議会の活動に関する調査、協議又は調整並びに 議会に関する条例等の検討、運用及び検証を行う。 | [略] | |
| 那覇市議会正 副委員長会議 | 議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会の運営に 関し、委員会間で協議又は調整を行う。 | | |
| 那覇市議会全 員協議会 | 議案の審査又は議会の運営その他議会の活動に関し、 議員全員で協議又は調整を行う。 | | |
| 那覇市議会災 害対策連絡本 部 | 大規模災害等に関する訓練の計画及び実施並びにそ の発生時における議員の安否等の確認、議員への情報 提供、議会の機能の回復に向けた対応等に関し、協議 又は調整を行う。 | | |

備考

- 1 構成員の代理として出席した議員は、構成員とみなす。
- 2 招集権者に事故があるとき又は欠けたときは、当該協議等の場の副長をもって招集
権者とする。この場合において、招集権者が議長であるものにあつては、議長及び
副議長ともに事故があるとき又は欠けたときは、事務局長をもって招集権者とする。
- 3 改選期等により招集権者がいない場合にあつては、事務局長をもって招集権者とす
る。

[改正後 別記]

別表第2(第166条関係)

| 名称 | 目的 | 構成員 | 招集権者 |
|------------|---|------------------------------|------|
| 広聴参画 会議 | 条例第7条第2項の市民が議会活動に参 画する機会の確保、条例第9条第2項の 市民の多様な意見を的確に把握するた めの意見交換の場等に関し、調査、協 議又は調整を行う。 | 各会派から選出された議員 議長により選任された議員 | 座長 |
| 広報会議 | 条例第11条の規定による市政及び議会 に関する情報の提供、広報活動の充実 並びになは市議会だよりの編集、発行 等に関し、調査、協議又は調整を行う。 | 各会派から選出された議員 議長により選任された議員 | 座長 |
| 議会改革 会議 | 条例第21条の規定による議会の機能強 化、条例第23条の議員研修の充実強化 | 各会派から選出された議員 議長により選任された議員 | 座長 |

| | | |
|--|--------------------|--|
| | 等に関し、調査、協議又は調整を行う。 | |
|--|--------------------|--|

備考

- 1 構成員の代理として出席した議員は、構成員とみなす。
- 2 招集権者に事故があるとき又は欠けたときは、当該協議等の場の副座長をもって招集権者とする。この場合において、座長及び副座長ともに事故があるとき又は欠けたときは、事務局長をもって招集権者とする。
- 3 改選期等により招集権者がいない場合にあっては、事務局長をもって招集権者とする。